

## 電力調達契約書（案）

長崎県知事 大石 賢吾（以下「甲」という。）と〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇（以下「乙」という。）とは、長崎県〇〇地区で使用する電力の調達に関し次の条項により契約を締結する。

（総 則）

第1条 乙は、別表及び別紙仕様書に基づき、次に掲げる甲の長崎県〇〇地区で使用する電力を需要に応じて供給し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

（対象施設）仕様書「長崎県〇〇地区で使用する電力 別表1」のとおり

（電力供給期間）

第2条 電力を供給する期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（契約保証金）

第3条 金 円

（契約単価）

第4条 契約単価は、別表のとおりとする。

2 契約後において、乙の発電費用等の変動により契約単価を改定する必要があるときは、甲、乙協議のうえ、これを改定することができる。

（契約電力）

※購入件名：①長崎県長崎地区1で使用する電力  
②長崎県長崎地区2で使用する電力  
③長崎県県北地区で使用する電力  
④長崎県県央・島原地区1で使用する電力  
⑤長崎県県央・島原地区2で使用する電力  
⑦長崎県五島地区で使用する電力  
への適用

第5条 甲の契約電力は、施設毎に当該月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とし、契約電力は変動するものとする。

※購入件名：⑥長崎県庁舎で使用する電力  
への適用

第5条 この契約における契約電力は、2,100kWとする。

2 契約電力の変更について必要があると認められるときは、甲、乙協議のうえ、変更するものとする。

3 甲が前項の規定によらないで契約電力を超えて電気を使用した場合は、超過金を支払うものとする。

(使用電力量の増減)

第6条 甲の使用電力量は、都合により予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

(使用電力量の通知)

第7条 乙は、各施設の需要場所を管轄する一般送配電事業者が、施設毎に毎月の1日の0時から当該月の最終日24時までの期間に記録された電力量計から読み取った、使用電力量、最大需要電力、力率等電気料金算定に必要な値を受領し、これを各施設に通知しなければならない。

(電気料金の請求)

第8条 乙は、前条の計量の通知後、当該月に係る電気料金の支払いを請求することができる。

2 前項の規定による請求は、甲が指定するもの又は各施設の長に対し行うものとする。

3 第1項に規定する電気料金は、基本料金、電力量料金、各種割引、九州地区の一般送配電電気事業者が需要家に適用する燃料費等調整額（「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による割引反映額とする）、九州地区の一般送配電事業者が需要家に適用する「電気事業者による再生可能なエネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金」及び取引に係る消費税及び地方消費税の合計とする。

4 甲は、乙の提出する適法な請求書を受領した日から起算して30日以内に電気料金を乙に支払うものとする。

(事情変更)

第9条 甲及び乙は、本契約締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合には、甲乙協議の上、本契約の全部又は一部を変更することができる。

2 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲乙協議の上書面により定めるものとする。

(甲の催促によらない解除権)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告その他の手続きを要することなく直ちに契約の解除をすることができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその賠償の責めを負わない。

(1) 履行期限までに債務を履行できないことが明らかであるとき。

(2) 乙がこの契約の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

(5) 第13条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

2 次に掲げる場合には、直ちに契約の一部の解除をすることができる。

(1) 債務の一部の履行が不能であるとき。

(2) 乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第11条 前条各項各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

(暴力団等の排除に係る契約解除)

第12条 甲は、乙が長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱（平成22年9月13日施行）別表1に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められた場合、催告その他の手続を要することなく、この契約を即時解除することができる。

- 2 甲が、前項の規定により、この契約を解除した場合には、甲はこれによる乙の損害を賠償する責を負わない。
- 3 第1項の規定により契約が解除された場合は、乙は甲が当初に示した予定契約電力（12か月分）及び予定使用電力量（12か月分）に契約単価（税込）を乗じて計算した総額の100分の10に相当する金額を違約金として甲が指定する期間内に甲に支払うものとする。
- 4 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(乙の催告による解除権)

第13条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第14条 前条に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、同条の規定による契約の解除をすることができない。

(甲の損害賠償請求等)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期限までに債務の履行を終わらせることができないとき。
  - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、乙は甲が当初に示した予定契約電力（12か月分）及び予定使用電力量（12か月分）に契約単価（税込）を乗じて計算した総額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。この違約金の徴収は、甲の損害賠償の請求を妨げない。
- (1) 第10条の規定によりこの契約が解除されたとき。
  - (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第2項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（乙の損害賠償請求等）

第16条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

- (1) 第13条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 甲の責めに帰すべき事由により、第8条の規定による電気料金の支払いが遅れた場合においては、乙は、未受領金額につきその遅延日数に応じ、契約締結日における財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てた額）の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

（第三者に及ぼした損害）

第17条 債務の履行において第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

（権利義務の譲渡等）【注】第1項ただし書は、契約相手方が中小企業者のみ約定。

第18条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、銀行その他の金融機関等であって日本国内に本店又は支店を有するものうち知事が別に定めるもの及び信用保証協会に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 甲の対価の支払いによる弁済の効力は、長崎県財務会計事務電子計算処理要領に基づき、甲が支払いを予定している日の2日前（「長崎県の休日を守る条例」に規定する休日を除く。）の財務会計端末機の運用時間終了時に審査済入力を行っているものについて、生じるものとする。

（協議解除）

第19条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約を解除することが出来る。

（秘密の保全）

第20条 乙は、本契約によって知得した内容を契約の目的以外に利用し、又は第三者に漏らしてはな

らない。ただし、法令等に基づき開示が求められる場合はこの限りではない。

(規定外事項)

第 21 条 本契約に定めのない事項については、長崎県財務規則（昭和 39 年長崎県規則第 23 号）の定めるところによるものとし、また九州地区の旧一般電気事業者が適用する標準供給条件に準ずるものとするほか、必要に応じて甲乙協議のうえ定める。

(協議)

第 22 条 本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、その都度甲、乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

この契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 7 年 月 日

(甲) 長崎市尾上町 3 番 1 号  
長崎県知事 大石 賢吾 印

(乙) ○○県○○市  
○○○○株式会社  
代表取締役 ○○ ○○ 印